# 会 議 録

T				
会議名(審議会等名)		第4回川西市障害者施策推進協議会		
事務局(担当課)		健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2666)		
開催日時		平成26年11月19日(水)午後1時30分~午後3時10分		
開催場所		保健センター 2階 健康教育室		
出席者	委 員 (敬称略)	菅原会長、梅沢副会長、秋山委員、植田委員、森寺委員、寺田委員、福 西委員、中谷委員、田口委員、鮫島委員、鬼島委員、片峰委員		
	その他	(欠席委員)津田委員、竹本委員、今村委員		
	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、 木山障害福祉課長補佐		
傍聴の可否		可·不可·一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可·一部不				
	場合は、その			
理由				
会議次第		1. 開会 2. 協議事項 (仮称)第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(素案)について 3. その他 4. 閉会		
会議結果		別紙のとおり		

(開 会 午後1時30分)

会 長 (開会宣言、委員出欠報告 3名欠席)

次に、委員の異動について、事務局から報告させる。

事務局 先般の市議会議員の改選に伴い、去る11日、12日の両日にわたり、臨時市議会が開催され、新たな議会構成が整えられた。それに伴い、議会から選出されている委員に異動があり、宮坂満貴子委員に代わり、11月12日付で福西勝委員にご就任いただくことになったので、ご報告する。

会 長 それでは、新たに障害者施策推進協議会委員に就任された福西委員より、一言ごあいさついただきたいと思う。

(福西委員あいさつ)

会 長 それでは、本日の「協議事項」に移る。

「(仮称)第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(素案)について」である。 事務局の説明を求める。

事務局 それでは事前に郵送させていただいた「資料1 第6次川西市障がい者福祉計画 (第4期障がい福祉計画)の概要」と「資料2 第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい 福祉計画)(素案)」という冊子に基づき説明させていただく。

まず、「資料2」の目次をご覧いただきたい。今回の計画については第1章から第5章までの5章立てで構成している。第1章では「計画の策定に当たって」と題して、計画策定の背景や趣旨あるいは計画の期間などについて記載している。第2章「障がい者の現状」では、川西市内の障害者手帳の所持者数あるいは施設の一覧、また、先般実施した、障がい者、一般市民、障害福祉サービス等を実施している事業所を対象としたアンケート結果の概要、そして、川西市内にある就労移行支援事業所に対するヒアリングの結果を記載している。また、第3章では、「計画の基本的な考え方」ということで、この計画の基本理念あるいは基本目標について記載しており、続く第4章「施策の展開」において具体的な施策を基本目標ごとに一覧で掲載している。

そして、第5章「第4期障がい福祉計画」においては、障害者総合支援法に基づき実施する 障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する成果目標や、サービスの見込み量などに ついて記載している。

4ページをお開きいただき、ページ中ほど「計画の位置づけ」をご覧いただきたい。この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一括して策定したものである。「計画の期間」は、平成27年度から29年度までの3年間としている。

続いて、「第2章 障がい者の現状」だが、7ページをご覧いただきたい。グラフを掲載しているが、身体障害者手帳所持者数の推移で、平成13年度から25年度までの各年度末時点での手帳所持者数である。平成13年度では4,000名強であったものが25年度末には約6,000名へと増加している。

次のページをご覧いただきたい。療育手帳所持者数の推移である。平成13年度には約600人であったものが25年度末には約1,100人ということで、近年急激に増加している。また、その次のページのグラフは、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移で、平成13年度には246名であったものが25年度末には830名と、こちらも近年急激に増加している。

続いて、18ページから25ページにかけて、障がい者本人あるいは家族に対して実施したアンケートの結果を記載している。26ページから30ページまでは一般市民に対するアンケート結果、31ページから33ページまでは事業所に対するアンケート結果となっている。こちらについては、事前にアンケート結果を集計したものをお送りしているので説明を省略させていただく。

続いて34ページ、「就労移行支援事業所へのヒアリング結果」をご覧いただきたい。今後、 障がい者の地域移行を進めていく上で就労移行支援事業の果たす役割は今後ますます大きく なっていくものと考えられる。そこで、去る10月に川西市内で就労移行支援事業を実施してい る事業所2か所に対して、事業運営の現状や課題などについてヒアリングを実施した。

その概要だが、過去3年間の利用者数とその中で就労に結びついた人数については、A事業所では3年間で19名の利用に対し11名が実際に就労した。また、B事業所では11名の利用に対し5名が就労に結びついたという結果になっている。就労先については、食品製造業、福祉施設の調理、あるいは清掃業、資源リサイクル業などとなっている。なお、この中には自らが障がい者であることを伏せて就労している人数も含んでいる。

また、就労先での定着状況については、A事業所では11名が就労したが、3名はすでに離職している。B事業所では5名のうち2名がすでに離職しているという状況である。離職の理由としては、就労した職種に合わない、納得できなかった、周囲の理解が得られず馴染めなかった、といったことが挙げられている。

35ページの一番下、行政に求める役割については、交通費や就職準備金の助成があればいいのではないかということで、低所得の世帯では実習にかかる交通費の工面にも苦労していたり、就職しても給料を実際に受け取るまでの1か月程度の期間の費用に苦労される方もあるということで、費用的な助成があればよいという意見をいただいている。また、2点目として、「給付費のアップ」と書いているが、就労移行支援事業というサービスを提供することに対する報酬のことである。就労移行支援事業は利用期間が2年間に限定されていることや、就労が決まった時点でサービスは終了となることから、どうしても突然の欠員が避けられない面があり、安定的な運営が難しいと聞いている。

また、3点目「さまざまな機関との情報交換等、連携を深める場の設定」ということで、障がい者自立支援協議会という合議体を設けているが、その中に「就労部会」といったものをつくり、事業所あるいは行政、障がい者を受け入れていただく企業などが一堂に会する場、連携できる場があればよいのではないか、といった意見をいただいた。また、4点目として「安定した職場実習の提供」ということで、職場実習の場を見つけることに苦労している現状があり、そういった場を確保する支援があればいいというご意見をいただいたところである。

それでは、37ページ、「第3章 計画の基本的な考え方」である。

計画の基本理念については、現在の計画と同じく、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」という基本理念を継承していきたいと考えている。また、基本理念に基づいて基本目標を3つ掲げているが、これも現在の計画と同じ基本目標を継続したいと考えている。1点目として「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」、2点目として「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」、3点目として「ともに支え合う地域づくり」という基本目標を柱に各施策の展開を図ることとしている。

次の38ページから40ページにかけて、それぞれの基本目標ごとに小項目を掲げ、それぞれに施策がつながっていく形になっている。

それでは、各施策の説明に入るが、全部で130施策あり、すべてを説明するとかなりの時間を要するので、主なものだけを抽出して説明させていただく。資料1をご覧いただきたい。3番目に「主な施策」ということでいくつか掲げている。

まず、基本目標1「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」では、1点目として「共同生活援助事業の実施」を挙げている。素案の冊子では46ページである。「グループホームで生活する障がい者に日常生活における援助等を行うことにより自立生活を助長する。また、補助制度の実施により、グループホームの供給拡大を図る」と記載している。今後、施設に入所している障がい者の地域移行を進めるということが国の大きな目標となっている。のちほど説明する「第4期障がい福祉計画」においても、地域移行の目標値を定めることになっている。そういったことから、地域での生活の場、受け皿作りが非常に重要になっており、現在、県が実施しているグループホームの新規開設サポート事業という補助制度について、引き続き実施していただくよう、県に要望するなどの方法により、グループホームの供給拡大を図っていきたいと考えている。

続いて、2点目「法人後見に対する支援の検討」である。冊子では52ページである。今回の計画の新規施策だが、今後、障がいのある方が地域で自立した生活を送っていただくためには、成年後見制度の活用が重要な要素となる。

現在、成年後見人の受任者は家族がいる方は家族がなるケースが多く、家族や親戚の中に後見人になる適当な人がいない場合は、弁護士や司法書士が受任するケースが多いが、こういった方々だけでは人数的にも限りがあり、後見人になっていただく方を増やしていく必要がある。現在、社会福祉協議会に成年後見支援センターを設置し、市民後見人という、一般市民の中で後見人になっていただける方を養成しているが、その市民後見人と並んで、法人として後見を受任していただく法人後見も進めていかなければならないと考えており、具体的な法人は未定だが、そういった受任していただく法人を確保していくための具体的な支援策を検討していくという内容である。

3点目の「障害者差別解消法への対応」は、平成28年4月1日から、障害者差別解消法が全面施行されることになっており、地方公共団体に対しては不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供といったことが義務付けとなっているため、市として対応方針を

検討していく必要があることから、全市的な取り組み方針を検討していくという内容の新規施策 である。

続いて、基本目標2「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」である。

1点目は、「保育所等訪問支援の実施」で、計画の素案では54ページに記載している。保育所や幼稚園、小学校等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児施設での指導経験のある保育士等が当該保育所等を訪問し、障がい児本人や保育所等の職員に対して専門的な支援等を行うという事業内容で、これも来年度からの新規施策である。児童福祉法の改正により新たに規定された事業で、川西さくら園において実施する予定である。

2点目の「サポートファイルの活用」は、支援に必要な情報を共有するため、障がい児(者)の情報が時系列的に集積されたサポートファイルを作成し配付することにより、各機関の連携を図り、障がい児(者)に一貫した支援を行うという事業内容で、障がいのある子どもが成長するに従い、支援にかかわる機関が変わってもサポートファイルを通して切れ目のない一貫した支援を受けることができるという効果を期待して新たに実施するものである。

続いて、基本目標3「ともに支えあう地域づくり」である。

1点目の「障がい者(児)緊急時事前登録制度の検討」は、知的障がい者(児)などが行方不明になった場合に迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報を登録する制度の創設を検討するという内容である。高齢者や児童については、こういった制度がすでにあり、本人の情報を市が預かることによって実際に行方不明や自宅への帰宅が困難になった場合に、預かっている個人情報を地域の民生委員や警察などに提供することで早期に発見するための制度となっており、高齢者や児童で実施しているものと同様の制度が導入できないかということで検討を進めていくという内容である。

2点目の「障害者差別解消法に関する民間事業者への周知」は、先ほど基本目標1で説明したものと同じ法律だが、民間事業者については、不当な差別的な取扱いは禁止だが、合理的配慮の提供については努力義務となっているため、法律の趣旨について民間事業者に周知を図っていくという内容である。

最後に3点目の「地域における居場所づくりへの支援」は、前計画からの継続施策だが、地域において障がい者(児)と地域のさまざまな人が集い交流することのできる場を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助するという内容である。現在、栄町地内で1か所補助を行っているが、こうした居場所を市内の中部、北部にも拡大していきたいと考えており、この補助制度を引き続き実施していくという内容となっている。

以上130ある施策の一部だが、主な施策について説明させていただいた。

続いて、第5章「第4期障がい福祉計画」である。計画素案の70ページをご覧いただきたい。

「4. 平成29年度における成果目標」である。第4期障がい福祉計画では、3年後の平成29年度に達成すべき目標として、障がい者等の自立支援の観点から地域生活へ移行や就労支援といった課題に対応するため、3つの成果目標を掲げることとしている。1点目として「福祉施

設の入所者の地域生活への移行」。2点目として、「地域生活支援拠点等の整備」、3点目として「福祉施設から一般就労への移行等」である。第4期障がい福祉計画は、前々回の施策推進協議会でもご説明したとおり、障害者総合支援法の規定により、厚生労働大臣が定める基本指針に即して定めることとされている。この成果目標についても、基本指針において、こういった目標を定めることや目標数値の具体的な内容が示されており、基本的に国の基本指針に即して目標値を定めている。

まず、1点目の「福祉施設入所者の地域生活への移行」である。ここでは2つの成果目標を定めており、1つめは「地域生活移行者数」である。障がい者福祉施設に入所している者が、平成27年度から平成29年度までの間に当該施設を退所し、グループホームや一般住宅などに移行する人数について、平成25年度末時点における施設入所者数の12%以上となることを目標とするという内容で、平成25年度末における施設入所者数113名の12%以上、すなわち14名の方に施設を退所していただき、在宅あるいはグループホームでの生活に移行していただくという目標になっている。

2つめの「施設入所者の削減数」は、平成29年度末時点の入所者数を平成25年度末時点の入所者数から4%以上削減させることを目標とするという内容で、先ほど説明した14名が退所されるとしても新たに入所される方もあるため、差し引きで施設入所者の総数を減らしていくという目標となっており、同じ〈平成25年度末時点の入所者数113名を基準値として、この人数の4%以上、すなわち5名を削減し、平成29年度末には108名になるようにするという目標である。

次に、「地域生活支援拠点等の整備」である。地域における障がい者の生活を支援するために求められる機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点、または複数の機関が分担してこれらの機能を担う体制を平成29年度末までに本市または阪神北障害保健福祉圏域の区域内において1か所整備することを目標とするという内容で、既存のグループホームや入所施設 川西市には入所施設はないのでグループホームになろうかと思うが

そういった既存の施設に生活介護や短期入所、あるいは相談支援事業所といった障がい者の地域での生活を支援していくために必要な機能を付け加えていき、拠点となる施設を整備する、もしくは複数のグループホームや生活介護、相談支援事務所などが連携することにより、拠点と同じような体制を実現するといった目標で、これを川西市内もしくは阪神北障害保健福祉圏域、すなわち阪神北県民局管内4市1町の区域内に整備することを目標とするものである。なお、具体的な整備の進め方やどういった機能が必要かということについては、しかるべき機関で検討していきたいと考えている。

次に、3点目「福祉施設から一般就労への移行等」である。これも3つの成果目標から構成されており、1つ目は一般就労移行者数に関する目標である。障がい者福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する人数を平成24年度実績の2倍以上とすることを目標とするという内容で、川西市において平成24年度に一般就労された人数は7名なので、平成29年度には14名の方に一般就労していただくという目標値に

なっている。

また、2つ目は就労移行支援事業の利用者数に関する目標である。1つ目の目標を達成していくには就労移行支援事業が非常に大きな役割を果たすことになるが、この就労移行事業の平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目標としている。具体的には、平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数は20名なので、その6割増、すなわち、平成29年度末時点で32名に利用していただくことを目標としている。

最後に3つ目は、就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率に関する目標で、就労移行 支援を行う事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が占める割合を平成29年度末時 点で全体の5割以上にすることを目標としている。川西市内で就労移行支援事業を行っている 事業所は現在2か所で、当面、新たな事業所の開設も聞き及んでいないことから、基準値とな る平成29年度末時点での就労移行支援を行う事業所数の見込みも2か所とさせていただいて おり、この半分、すなわち1か所について、利用者数のうち就労する人が3割以上となるよう実 績を上げていただくことが目標となっている。

以上が今回策定しようとしている「第6次川西障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)」 の主な内容である。非常に多岐にわたる内容だがよろしくご協議下さるようお願いする。

会 長 説明は終わった。それでは事務局が作成した計画の素案について、みなさまのご意 見、ご質問等をお受けしたいと思うが、内容が多岐にわたっているので内容を分割して協議し ていきたいと思う。

まず、第1章「計画の策定に当たって」及び第2章「障がい者の現状」について、ご意見、ご質問等はないか。

委員 基本目標2「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」の「保育所等訪問支援の実施」というところで、中学生や高校生、特別支援学校の生徒への支援はどのようにされるのか。2点目は、「地域生活支援拠点等の整備」のところで、阪神北障害保健福祉圏域の4市とは具体的にどこの市を指すのか。3つ目は、「福祉施設から一般就労への移行等」ということで、一般就労というのは正社員を指すのか、契約社員も含むのか。また、一般就労した人に対して1年間にサポート支援ということで本人への面会や仕事に関する聞き取り調査などの支援はあるのか。

事務局 まず、1点目の「保育所等訪問支援の実施」の範囲については、各市で支援の対象とする方を決めなければならないが、本市では、中学や高校を対象とするかどうか検討中である。

2点目の「地域生活支援拠点等の整備」における阪神北障害保健福祉圏域の範囲は、川西市、宝塚市、伊丹市、三田市、猪名川町の4市1町である。

3点目の「福祉施設から一般就労への移行等」について、正社員かどうかというご質問だが、 必ずしも正社員というわけではない。

委員 先ほど説明のあった7名には、正社員と福祉就労の契約社員が含まれているという

ことか。

事務局 作業所等での福祉就労は含んでいないが、障がい者雇用としての採用は含んでいる。

委員 一般就労している人への1年間のサポートとして、本人への面会や仕事に関する聞き取り調査などの支援はあるのか。

事務局 就労移行支援事業の内容としては、就労された後の定着支援も含まれており、実際、就職された後に企業を訪問して本人の相談に応じたり、勤務先の人に対して当事者との接し方などについてアドバイスをしたりしていると聞いている。しかし、就職した時点でサービスの利用契約は終了するため、訪問して支援しても報酬にならないことから、事業所の好意、熱意に依拠しているのが現状である。なお、就職してから6か月を経過して以降は、障がい児(者)地域生活・就業支援センターの支援に引き継ぐことになっている。

会長次に、第3章、第4章について、ご意見、ご質問はないか。

委 員 新規で始まる「サポートファイルの活用」だが、昨年度から医師会で「連携ノート」というものが始まっているが、それと似たようなものか。

事務局 ご質問いただいた医師会の「連携ノート」については内容を承知していないが、今回は医師会のものとは別に、市の保健センター、児童保育課、学校指導課、教育情報センター、あるいは川西さくら園など、市の関係機関の間でこうしたファイルの作成について協議を進めてきたもので、関係機関の間で情報を共有できるようにということで作ろうとしているものである。配付については間口を広くしていきたいと思っており、障害福祉課の窓口での配付だけでなく、ホームページからダウンロードしてご利用いただいたり、担当部局に名前が挙がっているようなところでも配付できるよう調整していきたいと考えている。

委 員 いろんな情報が入っているファイルなので、「連携ノート」の方でも、処置の仕方で紛失ということが心配されたり、事務手続きが増えるということで、いろんな方が記入されるが、そういう紛失という問題は心配しなくても大丈夫か。

事務局 基本的に管理はご本人や保護者の方にお願いをすることになる。市で情報を集約 するという趣旨のものではないので、厳重に管理していただくようお願いしたい。

会 長 私の方からちょっと、新規事業ではないのでこれまでにやっているかもしれないが、4 2ページの「はんしん自立の家ショートスティ事業の実施」について、もう少し詳しく内容を説明されたい。

事務局 宝塚市にある「はんしん自立の家」という身体障がい者を対象とした入所施設があり、この施設に阪神7市1町が運営費を分担して、短期入所できる部屋を確保させていただいている。はんしん自立の家の方で予約等を受けつけていただき、短期入所をご利用いただくという内容である。

会 長 費用負担とキャパシティはどうなっているか。

事務局 平成26年度予算額は88万1千円で、1室であったと記憶している。

会 長 つぎに、45ページの「外国人等障害者特別給付金の支給」は、どのような内容か。

事務局 外国籍の方、あるいは長期で海外に滞在されていたために国民年金の加入資格がなかった方について、障害年金が受給できないため、それに代わるものとして同額をお支払しようというのが制度の趣旨で、それを県と市で半額ずつ負担してお支払いしようという内容である。しかし、実際には市は半額分を負担しているが、県は半額分を出していただけていないので、障害年金と同額の支給はできていない状況になっている。

会 長 資格審査とかそういう状況の把握はうまくいっているのか。

事務局 現在受給者は3名で全く増えていないが、資格について確認する事項としては、障害者手帳で等級を確認させていただくほか、給付対象となるのは、次のいずれかに該当する者で、1点目としては、昭和57年1月1日以前に20歳に達していた外国人または外国人であった者で、昭和57年1月1日以前に重度障がい者、または中度障がい者であったもの、または、昭和57年1月1日以降に重度障がい者または中度障がい者となったが、障がい発生原因の初診日が昭和57年1月1日以前にあるもの。ただし、アメリカ合衆国国籍を有していた者で、当初初診日が20歳に達していた日以降にあるものは除かれる。

2点目としては、満20歳以上の者で昭和61年4月1日以前の海外滞在中に障がい発生原因の初診日があり、障害基礎年金等の受給資格が得られなかったものとなっている。これらの条件を住民票や戸籍あるいは初診日は診断書を付けていただかなければならない場合もあるかと思うが、そういった資料に基づいて確認をすることになる。

委員 先ほどの質問にちょっと関連するが、「はんしん自立の家ショートスティ事業の実施」ということが書いてあるが、これは何年も前からやっているもので、非常に人気のある施設でいつも満杯の状態で、3か月前から予約しなければならないのでなかなか入れない。「第2はんしん自立の家」を作ろうということで、7市1町の肢体不自由児の会から委員が出て、4、5年かかっているいろと研究したがなかなかむずかしくて「第2はんしん自立の家」はできない状況である。また、「はんしん自立の家」を作ったときは7市1町が その時は三田市は入っていなかったが お金をある程度出して基金の一部にしたということがあって、それに似たことをというふうに考えたが、各市自身がすでにある程度のことが出来ているから何も「はんしん自立の家」にお金を出してまで作ることはないだろうというような雰囲気になって、なかなか上手くいかずに計画が頓挫してしまった。ただ、ショートステイの方は今も考えているが、言われたようにショートスティ事業を実施するというのは部屋を1つか2つ作って、こうしたスペースを作ってあげたから今までのショートスティの拡充を図りなさいという意味か。

事務局 部屋数を増やす予定はない。今まで通りである。

委員 今までと何が変わっているのか。

事務局 何も変わっていない。

委員 何も変わっていないなら、わざわざこんなことを書くほどのことではない。

事務局 変わったことだけを書いているわけではなく、引き続き実施することも書いている。

委員 なんの進歩もないということか。今までより「はんしん自立の家」にものすご〈入りやす 〈なったとか、そういったことは全然ないのか。今まで通り何か月も前に予約を取らなければな

らない、それだけの話で仕様のない話である。「はんしん自立の家」は身体障がい者だけは非常に利用したいし、これまでも利用している。また、ある程度融通が利くのが「はんしん自立の家」のいいところだろうが、急に田舎の方で葬式があったとか、急に親が亡くなったということがあれば、原則としてはダメだが、向こうは予約制なので、予約という中には非常に融通性があるのがあって、例えば、障がいを持った子どもたちと家族連れで旅行したいというような時でも、前もってショートステイをお願いしますというようなことを希望する人たちもある。いろんな人たちがいるから、そうした時には、それを「はんしん自立の家」の方は理解しているので、どうしても緊急でこの人は入れてやりたい、2日間ぐらいは預かってやりたいと思ったら、その予約をしている人に電話をしてくれる。それで、お宅の方は何月何日から予約されているが、緊急でどうしても四国に帰らないといけないという方があってなんとかならないかと。どうしてもそれでなければならないという人もいるし、中には融通がきくという人もいて、その時には相手に対して、「うちの予約している3日間を差し上げましょう。その代わりうちをなるべく早い機会に3日間の空きを作ってください」と言うと、向こうもまた融通をつけてくれて、10日後でよかったら3日間空くとか、そういうことができる。その点、非常に融通性を持っているから非常に利用しやすい面もあるのが事実である。

会 長 これは、運営委員として川西市からも行っているのか。

事務局 運営は社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会の方に委託している。会議を年1回 開いている。

会 長 費用負担をしているので運営委員が出てるのかと聞いたが、いずれにしても運営に ついて、本市の方から、こういう意見があったのでもう少し運営についてご配慮いただきたいと いうようなことを言ってほしいというのが委員の本旨だと思うのでよろしくおねがいする。

委員 第2章で「障がい者の現状」という、かなり増えてるとか、こういう施設があるという現状が書かれているが、次の計画の方に反映させるという意味では現状だけでなく、現状の中から問題点なり課題があって、そこから更に優先順位を絞ってこれは継続でやっていこうとか、そういうことがあればと思う。聞いていてわかりにくかったので。先ほど言われたようにキャパシティはどのくらいなのか、これだけ増えてるとか、ニーズがこうなのにアンマッチで合わない、そういう問題点をはっきりさせて、当然実施は優先順位がいろいろあるだろうが、ちょっとそこがクリアでない感じがあって、次の策定の基本はこうだ、国からこういう新規の見方、視点でやりなさいというのはそれはそれでいいと思うが、川西市として、そういう問題や課題を引きずっているところについては、やはりもうちょっと、課題解決に向けて計画に織り込んでほしい。

委員 これは川西市の福祉関係者に言っても仕方のないことだが、実際、国の方針は机上の空論的なものが多い。例えば、以前はいわゆる療護施設に力を入れていたので、各市、各県あたりにたくさんそれが出来たが、正直なところ投下資本も相当に多いし、一度入った者は、少なくとも1年や2年で辞める者はいないので入所者が固定化してくるのが現状である。ところが国の方は、いわゆる頭のいいお役所の連中が頭の中で考えるので、こういう風なことするよりも各市なり各県なりにまかせて、グループホーム的なものとか、あるいは就労するとか、さっ

きからずっと福祉の方から言っておられたが、就職ということに力を入れるというのは結構なことだが、就職の方に力を入れるというのはきれいごとの話である。障がいを持った者が就職をするなんていう、そんなきれいごとでは企業は雇ってくれない。極端な話、一人雇ったら10万円ずつ補助を毎月出しますというような話なら別だろうが、そのような金銭的なものなくして各事業所に対して、もっと障がいを持った子を雇ってほしいと言っても向こうは元気な子で頭のいい子の方が欲しい。正直なところ給料があまり変わらなかったら。それで今度はじゃあどうするかというと、1か月一生懸命に働いても2万円くらいにしかならないとかそういうようなものを福祉政策として各市がやってるのが現状で、なかなか難しいと思う。

それと、また話は別だが、障がいを持った子で後天的な障がい、例えば交通事故で片手がなくなるとか、こういう者は企業は割と好きである。というのは、やろうと思えばなんでもできるから。ところが持って生まれた障がいが知的な面であり精神的な面であり身体的なものであると企業は二の足を踏むというのは現実として必ずある話である。よほど福祉関係に熱心な、例えばシャープがやっているように障がい者の会社を作るとか、工場を作ってそこで働くのは障がい者ばかり、こういう話なら別だが、市が一生懸命やってもなかなか大変なことだと思う。

それでも市の方としては一生懸命にやってくれるのだからありがたいことだと思うが、もう少 し国が言って、国から県に降りて、県から市に降りてきたというようなことを、もちろんこれはや らなければならないから、福祉関係は一生懸命にやっているが、例えば、4、5年前から、いわ ゆる療護施設に入っている子である程度理解力があったり、ある程度長年入っている子に対し て、市の肩たたきみたいなことがある。「どうでしょう、お宅のお嬢さん、うちの方へ帰ってきても らえませんか。それでデイサービスか何かで一生懸命頑張ってください」と。これは市の方でも 内心、そんなことはちょっと無理じゃないかと思いながら、県や国の方針として大きなものがあ るから、否応なしに頑張ってみようかと市も一生懸命頑張るが、実際帰ってきてみると、どんな に変わったかというと、家に帰ってきたということで家庭の負担が大きくなるだけである。デイサ ービスもありがたいです。朝の9時半ごろから出て行って夕方4時まで見てくれるのだから、そ れは親としてはありがたい。では、日中以外はどうなるかということが問題である。市の方とし ては、それは上手に介護者を雇いなさい。上手に介護者を雇いなさいというのは口だけの話で ある。ご飯を夕方に食べさせたいとか、朝ごはんの手伝いをしてほしいとかそういうもの、ある いは月に、週に1回くらいは大阪とか神戸に連れて行ってやって映画なんかを見せてやること などは割に簡単で、ボランティアさんも一生懸命にやってくれるから。しかし、真夜中に便所に 行きたいと言ったときに誰が面倒をみるのか。 真夜中の2時3時にやってきてくれて、おしっこだ けさせて帰るようなボランティアがいるのか。そんな者はいない。だったらいっそのこと、じゃあ 誰々さんは今ご主人が亡くなって独り身になって子ども達も気楽になって、うちに来て家のこと を全部見てください、家庭関係の生活面のことは全部見てくださいと子どもと一緒に寝てくれる ような人がいればまた話は別だが、そんな人はなかなかいない、本当に。

会 長 今の話はご意見として承ってよいか。

委員 はい。直接にどうという話ではない。市の方としてはもちろん方針があるだろうから、

そういう風な現実的なものと机上の空論的な頭のいい人が考えた方針というのは、実際は相当に違いがあるものだということは、市の賢い職員達も考えておいてほしいと思う。

会 長 第3章、第4章の中には新規の施策もあるので、新規の施策についてご意見を承りたいと思うがいかがか。

委員 52ページの「障害者差別解消法への対応」だが、私のところは支援学校ということで、環境整備や配慮というところで、28年4月1日に対応できるような形で研究や研修などを行っているが、市では、まだこれからだと思うが、どのような研究や研修を行っているか。

事務局 恥ずかしながら、まだまだこれからである。そもそも「差別的な取扱いの禁止」は言うまでもないことだが、「合理的配慮の提供」は非常に難しい問題をはらんでおり、どこまで対応すべきかというところも含め、市として共通認識をもつ必要があるので、何らかの協議の場を設けていく必要があると考えている。そこで一定合意を得ながら、全庁的に同じような対応ができるよう進めていきたいと考えているが、まだ具体的に会議の場を立ち上げるところまでは至っていないのが現状である。

委員 第4章の58ページ、前回もお話ししたが、「障がい者の職員採用」について、こちらの文章に「身体障がい者のみを対象とする」という文言がある。これは障害者差別解消法に抵触するのではないか、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止にはならないのか。前回は、採用試験は現場の職員が対応できないということはわかったが、文章としてやはりこの文言は障害者差別解消法に抵触するのではないかと思う。採用試験があるので、能力のある人から採用されるわけで、こういった文言で決めつけるということをしなくてもよいのではないかと思う。

事務局 ここに書かせていただいているのは、現在はこの形でやっていて、今後も、具体的に実施できるのは今のところ身体障がい者対象ということのようなので、記載は変更せずにこのままにさせていただいているが、ご指摘のとおり、知的障がい者や精神障がい者について採用していくことは、課題として十分に認識しており、採用担当の職員課とも協議はしていくつもりである。ただ、具体的に採用するというところまで書ける段階ではないので、今までと同じ記載とさせていただいている。差別解消法に抵触するかどうかについては、法制担当などと協議していく。

会 長 今の話で適性と能力の関係についてはどう考えているか。

事務局 車いすを利用している職員もいるが、現在の採用試験は、そういった部分での配慮があれば他の職員と同等の職務遂行能力を有しているという前提に立ったものと考えている。従って、他の障がい種別の採用に当たっては、そういった部分での配慮も考えなければならないことが課題だろうと考えている。

会 長 私も読ませてもらった中で考えたのだが、結局障がい者も条件を整備しないと、障がい者だから適性がないとはいえない。やはり、障がい者でもできるように、車いすでもが通れような、あるいは、車いすに乗っていても作業が出来るような、そんな環境整備ができないといけない。それがこの中に盛り込まれているのではないかと思う。だから、それで能力を判断すると

いうことではないだろうという気がするが、いかがか。

委員 今後、課題等も検討していただき、28年4月の施行時には文章をもう少し考えていただきたいと思う。

委 員 64ページの「障がい者(児)緊急時事前登録制度の検討」は、知的障がい者を対象 としたものか。

事務局 主に知的障がい者が対象だと考えているが、知的障がいだから全員が対象ということではないと思われる。どういった方をこういった制度の対象としなければならないかということが一番難しいところだと思っており、現時点では、障がい者自立支援協議会でどういった範囲を対象にするのかを検討していただくことを想定している。

委員 制度としては、今行われている「認知症徘徊SOSネットワーク」と同じようなかたちをとるのか。

事務局 そのとおりである。例えば、意思疎通が難しい人や、自分ひとりでは帰れない人が対象になるのではないかと思っている。

委員 46ページの「共同生活援助事業の実施」というところだが、こうした事業に進出を図るうと考えている事業者よると、なかなか適切な物件が見つからないとか土地が確保できないという話を聞くが、そういった部分に対応する施策は考えているか。

事務局 具体的に市で用地を用意する、あるいは建物を用意するといったところまで現時点では考えていないが、今後、場合によってはさらなるインセンティブを設ける必要があれば、何らかの誘致策といったものを検討しなければならないと考えている。

委 員 67ページの「障がい者自立支援協議会の運営」について、概要に記載されている内容に即した運営がされていないように感じる。さきほど、緊急時事前登録制度のところで自立支援協議会を活用していくとの発言があったが、今後どのような形で運営していく予定なのかというのが1つ。

その下の「発達障がい児(者)に対する支援ネットワークのあり方の検討」は、ある程度かた ちができているのかをお聞きしたい。

事務局 ご指摘の通り自立支援協議会の運営はあまりうまくいっていないと感じている。どうしても市が事務局を担っていると施策推進協議会と同じような会議になってしまうようで、どうすればもう少し会議の中で自主的に運営していただけるのかというところを試行錯誤しているところである。その下の発達障がい児のネットワークともかかわってくるが、障がい者自立支援協議会の中に部会を設けていき、例えば就労支援部会や発達障がい児の支援部会といった、もう少し小さい単位にしていけば会議も自主的に進んでいくのではないかとも思うので、これらの項目は関連が強いと思うが、自立支援協議会が自主的に運営される方向で検討していきたい。

委員 第4章66ページの「福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成」というところで、「各障がい者団体が行う外出機会を創出する事業や啓発活動に対する補助」とあるが、これはどういった補助をしてもらえるのか。

事務局 これは、具体的な施策では、67ページに記載している「障がい者団体が行う事業への補助」を指している。現在5団体に対して補助金を交付している。

会 長 それでは第3章、第4章に関する協議は以上で終わる。

次に第5章についてご意見はないか。

委 員 71ページの「地域生活支援拠点等の整備」の中に、目標が1か所とあり、本市または阪神北圏域内に1か所のどちらかということだと思うが、4市1町に1か所ずつできるのが理想だと思う。4市1町に1か所でもできれば目標達成ということだが、市としてはどうしていきたいと考えているのか。

事務局 市としては、本市に1か所整備したいと考えている。

委員 新しく建物を建てるわけではないと思うが、現実的に29年度末、この3年で市としては整備できそうなのか。手ごたえはあるのか。

事務局 新たに施設を整備する場合には国の社会福祉施設整備補助があるが、先般国から、地域生活支援拠点の整備のために新たにグループホームを開設するといった場合には、その補助金を優先的に採択するという方針が示されたところである。具体的にこの場所にという見立てを持っているわけではないが、新たにグループホームを開設する意向を持っている法人があると聞き及んでいるので、そういったところにホームの整備にあわせて地域生活支援拠点としての機能を受け持っていただけるよう協議ができればと考えている。

委 員 川西市のお隣には猪名川町があり、猪名川町も独自で整備できるのならいいが、川西市と猪名川町で連携している部分が多いので、そのあたりは連携するので補助金を多くもらうといった工夫をしていただくようお願いする。

会 長 それでは最後に全体を通しての感想を伺いたいと思う。

委員 先ほども言ったが、資料1の最後のところで、就労移行支援事業所が就労後の定着 支援に対して報酬がないということで、事業所任せではなく、市として就労の定着化につながる ので、事業所に対して何らかの支援をしていただけるようお願いしたい。それによって本人が定 着され、就職先にも馴染んでうまくいくというのが当事者団体にとって1番の願いだと思うので よろしくお願いする。

委員 全体を通してということだが、川西市はこれから市長も3期目となり、本当に地域での活動が重要視されていく中で、障がい者が地域でなかなか受け入れていただけないということが、私個人として、このアンケートの数字をみて受け止めた。やはりこれからは地域分権が進んでいく中で、本当に地域の中で障がい者が支えられて生活していけるまちづくりをしていっていただききたいと改めて感じた。

私は35歳で友人が子育て世代ということもあり、ファミリーサポート事業というものを川西市も含め、どこの自治体でもしているが、それを調べていると、宝塚市では介護の分野におけるファミリーサポート事業もされている。そういうサポートはなかなか難しい話だが、本当に地域での助け合いの事業なので、介護者もそうだが障がい者もサポートしていただけるようなそんな制度を川西市でもつくっていかなければならないと感じた。

会 長 それではいい機会なので、一人ひとりこの案に対してのご意見がありましたら、順番 に。全体を通して。

委 員 川西市は財政難もあり、福祉施策が近隣市に比べかなり遅れていて、事業所も本当に行く場所もない状況で、拠点となる場所を本市に1か所作っていただければすごくありがたいと思う。

委員 地域における居場所づくりの支援とあるが、非常にいいことだと思っている。川西市内では、障がい者と地域の方との交流会などはあまりないと思っており、東谷だけはちょっとできているが、その他はなかった。ところが、グリーンハイツでは、この春から頑張って、「e障がい」「e」というのは「良い」とかけて、「e障がい」というのを、老人福祉センターの中に「いこい」という部屋があって、そこでやっているが、毎月第3土曜日に「ハートフルサロン」、第2木曜日に「障がい者家族の日」、それから「まちの保健の相談」というのを第3木曜日に開催している。これは各界から出てきてくださったり、福祉の方から出てきてくださって、わりにずっと続いていて、いつもは10人くらいで集まってお茶を飲みながらわいわいと楽しい会合を続けている。ここで聞きたかったのは、こういう経費を一部補助するというように書いてあるが、もうこれは補助してくださっているのか。

事務局 現在補助をしているところは1か所である。今ご説明いただいた「いこい」や東谷の「ハートフルサロン」については、福祉デザインひろばづくり事業という市の別の補助事業で実施していただいているものだと思う。

今回、ここに書いている居場所づくりに対する補助というのは、ある程度「居場所」というからには、いつでも行ったら開いているという、できるだけ多くの日数を開設していただいて、行きたいときに行ける状態にしていただきたいという思いがあり、若干ハードルを高くしている。週に2日以上開設していただき、かつ、1日4時間以上開いていただくといった条件を付けている。また、そこで、例えばピアカウンセリングのように、障がいのある方同士で悩み相談ができたり、地域の方と交流するための活動をしていただいたりした場合に補助金を交付するという制度を今は1か所だけだがやっている。今後増やしていきたいと考えている。

委員 私は加茂地区で一昨年から活動しており、今現在十何回の会合を開いている。地域の福祉委員や民生委員を通じてハピネス川西にお願いして場所をお借りして、みんな交流をさせていただいている。今言われたように、グリーンハイツも先輩でおられる。それと大和、東谷、グリーンハイツ、清和台、いろんなところで地域の方と障がい者がかなり交流を持っている。しかし、まだ全然活動されていない地域もあり、そこへ私どもも入っていきたいが、なかなかお声がかからない。それを今後声をかけていただけるようにもっていっていただければ、もっとありがたいなと思っている。

委 員 資料1の2ページ目の「障がい者(児)緊急時事前登録制度の検討」だが、つい先日 も、うちの利用者が行方不明になって、ちょっと市役所の方にこういう制度ができていないか問 い合わせしたところだったので、これが立ち上がるのを大変期待している。

委員 新しい計画のもと、障がい者の住まいの場や日中活動の場が広がることを期待して

いる。

委員 アンケートもいろいろ読ませていただいて、特に就労支援のところを読ませていただいたが、行政に対する期待もいただいているので、川西市さんととともに頑張っていかないといけないなと思っている。川西市さんについては、障害福祉課の方もそうだし、支援センター、それからハピネスさん、むぎのめさん、みなさんとても熱心に障がいのある方をサポートしてくださっている地域だと私は感じている。

委員 優先順位は低いと思うが、幼い障がいのある子を持つ母としてだが、市役所の障害福祉課の方はいろんなことを勉強されて知っていると思うが、ほかの市役所の職員の方もこういう法律ができるにあたってみんな勉強していただきたいと思う。私のところは知的障がいでまだ軽度かもしれないが、それなりに辛いことやこうしてほしいな、こんなものがあればいいなということがたくさんあると思うが、障害福祉課の方は専門かもしれないが、ほかの部署の方は何も知らないとか、学校へ行っても特別支援学級の担任の先生が特別支援教育のプロではない。ただ先生の資格を持っていて、今年はたまたま支援学級に当たったから見ているという、そういう状況で一人ひとりの障がいの種類はたくさんあるが、それに対する理解は、例えば学校でセミナーがあったとしても全員が参加するものではないし、皆さんも理解が少しでも進むような市になって欲しいなと思う。それが願いである。

委 員 地域として、災害時要援護者支援に関心があるが、障がいのある方の登録がどうしても少ないので、地域としてどう結びついていくべきか考えなければならないと思った。

委員 私どもは、先ほども述べたが、障害者差別解消法について研究や研修、それから、 先ほど学校教育について述べられたが、確かにそういう意見があると思うので、職員あるいは 普通校の先生方についても、そういう研修や経験を重ねていただきたいと他の校長にも伝えた いと思う。

会 長 みなさんのご意見を聞いたわけだが、私個人は国の方針あるいは市長の方針等をよく踏まえている。これからは、その運用、中身の問題をしっかりやっていきたい。体制の骨組みは、この膨大な資料を読ませていただいたが、今までにない、いろいろなことが織り込まれて、今の時代にうま〈マッチするような計画になっているのかなと感じた。今後はこれをいかにうま〈運用して、川西市が福祉のまちとして恥ずかし〈ないような運営の仕方をするかということに絞られて〈ると思う。これはもう行政の方の腕前だと思う。

次に、「その他」だが、事務局から今後の予定について報告させる。

○事務局 長時間にわたり、さまざまなご意見をいただき感謝する。本日ご協議いただいた計画素案については、来る25日(火)に開催を予定している「川西市障がい者自立支援協議会」でもご意見を頂くこととしている。自立支援協議会でいただいたご意見と、本日みなさまから頂いたご意見をあわせ、素案の見直しを行い、改めて、翌26日(水)に開催を予定している本協議会において、ご意見を承りたいと考えている。

次回の協議会で計画案を承認いただければ、12月から1月にかけ、市議会の議員協議会、 並びにパブリックコメントを実施し、議会や市民のご意見を頂くこととしている。

### 審 議 経 過

議会やパブリックコメントで頂いたご意見の内容、及び、それを受けた計画案の修正内容に ついては、改めて本協議会でご報告させていただくので、よろしくお願いする。

次回の障害者施策推進協議会は、11月26日(水)午後1時からの開催を予定しているので、 よろしくお願いする。

〇会 長 以上で、本日予定していた議事は、すべて終了した。 これをもって、第4回川西市障害者施策推進協議会を閉会する。

(閉 会 午後3時10分)